

北九州市立大学
文学部紀要

第90号

— 目 次 —

幕藩制国家の対外的法執行に見られる封建的特質

八百啓介 …………… 73

北九州市立大学文学部
比較文化学科
2020

幕藩制国家の対外的法執行に見られる封建的特質

八百 啓介

17世紀から19世紀にいたる近世の日本は江戸時代と称され、いわゆる「鎖国」政策により外国人の来訪が厳しく制限されていた。徳川氏を中心とする江戸幕府は、琉球王国と朝鮮王朝とのみ正式な外交関係を持っていた。一方、長崎においては「唐船」と称された中国本土および東南アジアから来航するジャンク船とインドネシアのバタビアから来航するオランダ船すなわちオランダ東インド会社船の来航が認められていた。これらの商船によって来航する外国人乗組員たちは日本に定住することは許されなかったが、長崎における数ヶ月の滞在中のトラブルや西日本近海での海難事故によって幕府の法の執行の対象となったのである。

今日にいたる研究においては、徳川幕府は初期におけるキリスト教宣教師の処刑を除けば外国人に対しては日本人と同様に国内の法律による処罰は行わなかったとされている。

しかしながら幕府（将軍）と藩（大名）という二重の封建権力によって支配される封建制社会でありながら幕府が絶対的専制的な「公儀」権力として存在するという矛盾を抱えた幕藩制国家の特質を考えるならば、その対外問題における法の執行においては、権力の二重性がどのような影響をもたらしたのかを考慮する必要があることを忘れてはならない。

本稿では、幕藩制国家における外国人の定義と幕府支配地である長崎における処罰、幕藩関係に基づく大名動員による密貿易船への法の執行、日本人の海外での犯罪行為に対する処罰を巡る幕府と藩との領主権の対立を取り上げ、幕藩制国家という日本の近世国家における法の執行過程に幕府と大名との封建的主従関係が影響を与えていたことを指摘したい。

1. 幕藩制国家における日本人と外国人

幕藩制国家成立以前の日本の歴史においては8世紀の律令制が唯一の外国人の法的な定義であるといえよう。唐代の中国から移植されたこの法体系において天皇を中心とする律令国家の支配領域は「化内」とされ、そこに属さない領域は「教化之所不被」すなわち「化外」とされた。しかしながら6世紀から7世紀にかけて朝鮮半島からの多くの亡命貴族を実務官僚として採用することによって成立した8世紀の律令制国家においては官僚貴族の3分の1が「渡来人」と称される帰化外国人であった。

こうした民族性を問題としない古代から中世への時代を経て、17世紀における幕藩制国家の成立は民族性を重視する国家の始まりを意味するものであった。

すなわち1636年(寛永13年)のいわゆる第四次鎖国令と呼ばれる「覚」3か条においては
一南蛮人子孫不残置、詳ニ堅可申付事、若令違背、残置族有之ニおみてハ、其者ハ死罪、一類之
者ハ科之輕重ニより可申付事

一南蛮人長崎ニ而持候子并右之子供之内養子ニ仕族之父母等、悉雖為死罪、身命を助ケ南蛮人江
被遣候間、自然彼者共之内、重而日本江来坎、又者文通有之おみてハ、本人者勿論死罪、親類
以下迄随科之輕重可申付事¹

とあるように、西洋人であるポルトガル人との混血児およびその養父母の追放という民族浄化政策
が採用されている。そのことは続く1639年(寛永16年)2月21日の「覚」において

一おらんと人於日本子を持候儀、可為停止、此跡持候子者其父につけ母ともに異国江可遣之事
一平戸に在之南蛮人之子、此己前きりしたん宗門穿鑿之儀ニ付忠節申出候、天川江越候者死罪
にあふ事可有之候間いつれの国と不及差図其身之心次第異国江可遣之事
一長崎住宅之唐人致帰国度と申者之儀、以来商売には渡候とも居住不仕様ニ申付、望次第妻子と
もに可遣之事

一長崎に令住宅おらんと人右同前之事²

と、中国人・オランダ人の居住が禁じられることによって明確にされた。

しかしながら現実には中国人や朝鮮人に対する態度は明らかにキリスト教徒であった西洋人に対
するそれとは異なっていた。1642年(寛永19年)の長崎平戸町の「人別生糺」には

川崎屋助右衛門 高麗人

生国高麗之もの、四拾八年以前ニ備前岡山ニ参、其後慶長拾九年ニ長崎上町ニ参、きりし
たんニ罷成候へ共、竹中采女様御代ニ外浦町ニ而ころひ、一向宗ニ罷成

女房

生国高麗之もの、慶長四年肥後八代ニ参、同拾六年ニ長崎ニ参、則天川へ被売渡きりした
んニ罷成、元和二年ニ帰宅仕、外浦町ニ参、竹中采女様御代ニ同町ニ而ころひ、一向宗に
罷成³

とあるように、1592年(文禄元年)から1598年(慶長3年)までの豊臣秀吉の朝鮮侵略(壬辰戦争)
で拉致された朝鮮人被擄人が日本人に混じって居住していた。

また唐通事の多くは在留中国人の子孫であったが、鉅鹿(Ōga)家の初代であった魏九官(之琰)
(Wei Zhiyān)(1617-1689)について「長崎實録大成」では1661年(寛文元年)に

一魏九官、之琰、其子高、同貴、僕喜四人渡海シ、依願長崎在住御免、日本人ノ形ニ成ル。子鉅

¹『徳川禁令考 前集 第六』国書刊行会、378頁。

²「長崎御役所留」(国立国会図書館所蔵)

³九州史料刊行会編『九州史料叢長崎平戸町人別帳』九州史料刊行会、1965年。

鹿清左衛門、同清兵衛、僕魏五左衛門トナル⁴。

とあるように、鎖国後 20 年も経てベトナムから 2 人の子息を呼び寄せたとしている⁵。

幕藩制国家における外国人の法的地位については、これまで服藤弘司氏を始めとして近年では松尾晋一、松井洋子、彭浩各氏などの研究がある⁶。とりわけ松尾氏や彭氏によって外国船による領海侵犯や密貿易船に対する処罰など長崎以外の地域における外国人に対する法の執行についての研究が増えつつあることは興味深い。これらの研究の中で松井洋子氏は「江戸時代を通じて長崎における外国人の法的地位は日本の権力の裁判権の対象外であると考えられており彼らが所属する場所の権力によって裁かれるべきであるというのが幕府の考えであった」とされている。一方、こうした原則論に対して彭浩氏は「幕府は外国人の処罰を彼らが所属する権力に委ねるという原則にこだわらず、中国人の処罰は長崎の治安を維持するとともに中国貿易を継続するバランスに左右されていた」と主張している。しかしながら中国貿易の重要性とは関係なく 17 世紀においては中国人に対しても日本人と同様に身体刑が適用されていたという事実があったのである。

長崎における中国人の法の執行は、禁固刑、罰金刑や国外追放であり、国内法を適用した日本人と同様の「獄門」（断頭刑）や「叩き」（笞刑）などの身体刑は行われなかったとされる。しかし、1689 年（元禄 2 年）に来航中国人が唐人屋敷に収容されるまでは中国人に対しても身体刑が課せられていた。長崎奉行所の判決記録である『犯科帳』によれば、1685 年（貞享 2 年）の密貿易事件における判決によれば

唐人小宿 酒屋町 店借

一油屋市兵衛 丑歳四拾 丑十月九日籠舎

此者之儀今度四拾壺番厦門出船蔵本大黒町ニ有之候。右蔵江同船之役者こくじや五人式拾三番船之役者耆人都合六人申合窓を破忍入、端物三百端余盗出之、夜中私宅江唐人共持来候処、請取之壳払遣之候。右之唐人共盗ニ入候企仕候儀、前以雖承唐人依相頼隠之穿鑿之刻も有躰ニ不申拷問之上、令白状候、重々不屈付、唐人同前ニ浦五嶋町大橋之詰三日晒之、丑十月廿五日五嶋江令流刑之⁷

⁴ 丹羽漢吉・森永種夫校訂『長崎文献叢書 第一集・第二巻 長崎實録大成正編』長崎文献社、1973 年、257 頁。なお同書の校訂者は「この年の渡海ではなく、帰化したのがこの年であろう。」とされておいる。しかし、宮田安氏によれば魏高、魏貴の 2 人はトンキンで後妻となった武氏との間に 1650 年（慶安 3 年）と 1661 年（寛文元年）年に生まれており、日本への渡来は 1661 年以後のことと思われる（宮田安『唐通事家系論攷』長崎文献社、1979 年、963-964 頁）。

⁵ 宮田安「鉅鹿家の墓地について」『長崎談叢』第 47 輯、1968 年。

⁶ 服藤弘司「近世長崎における異國人の刑事上の地位」『九州経済史研究』三和書房、1953 年。Matsui Yoko, *The Legal Position of Foreigners in Nagasaki during the Edo Period, ASIAN PORT CITIES, 1600-1800*, Nus Press, Singapore, 2009. 松尾晋一『江戸幕府と海防』講談社、2013 年。彭浩『近世日清通商関係史』東京大学出版会 2015 年。

⁷ 『犯科帳（一）』犯科帳刊行会、1958 年、51 頁。

とあり、主犯の油屋市兵衛と同様に商品の持ち主であった中国人も三日間五嶋町の橋のたもとに晒される刑に処せられている。

外国人に対する最高刑は国外追放であったとされるが、それは決して有効ではなかった。1763年（宝暦13年）には、国外追放に処された同年の十三番唐船の乗組員が身代わりを立ててひそかに唐人屋敷にとどまった事件に関する判決が載っている。うち主犯格の二名に対する判決は

午拾三番 水主

一董道武 未二月十四日於館内入牢

同廿一日過料五百目取上国禁申付

右之者先達而広東人參隠持渡改出候ニ付、国禁申付処傍輩張仕康をかたらひ申渡等を請させ出帆之船ニ乗セ、右之者ハ館内ニ忍居候段、重々国法を犯シ不届至極ニ付、重クも可申付処、諸船主共願之趣も有之ニ付、宥恕を加へ銀五百目過料申付令国禁候

午拾三番 工社

一張仕康 未二月十四日船頭財副江預

同廿一日国禁申付

右之者先達而董道武広東人參隠持渡に付、国禁申付処被頼候よしニ而董道武と名乗申渡を請出帆之船ニ乗、董道武を館内ニ残置候段、国法を犯不届ニ付、重クも可申付処、諸船主共願之趣も有之ニ付、宥恕を以国禁申付候⁸

とあり、国外追放の処分を受けた中国人船員が身代わりを出国させ自らは唐人屋敷に隠れていたことが発覚した事件であった。ここでは主犯の董道武に対しては罰金銀五百目のうえ国外追放、董道武の身代わりとなってすでに出国した共犯者の張仕康に対しては国外追放が申し渡されている。

この事件はさらに大きな広がりを見せた。長崎奉行はこの事件を大掛かりな組織的犯行とみなし、13隻の中国船の乗組員62名に対して国外追放を宣告した。

ところがこの判決に対して唐船の船長らが62名は皆日本との貿易で家族を養っているので国外追放によって生活の手段を失うことを理由に処分の撤回を願い出たため長崎奉行は責任者を除いての再渡航を認めた⁹。

このように幕藩制国家における外国人への法的執行においては、統治者である幕府の権威をしめす法の貫徹とともに政治的恩恵と経済的利益が考慮されていた。

⁸ 『犯科帳（二）』325頁。

⁹ 『犯科帳（二）』328-329頁。

2. 密貿易船事件に見る法の執行と幕藩領主関係

1715年（正徳5年）の幕府による正徳新例の発布により、長崎に来航する中国船はそれまでの59隻から30隻に制限される。これによって同年11月から長崎での取引を拒否された中国船が北部九州の沿岸に密貿易を目的としてとどまり漂流する事件が続発するようになった。その数は翌1716年（享保元年）1月には5隻、2月には13隻、3月には18隻と次第に増加していった¹⁰。

このため九州の大名を監督する立場にある小倉藩は同年3月1日に長崎における藩の代表である長崎聞役を通じて「漂流之唐船三領相催シ追払ヒ然ルベク候¹¹」と福岡藩に合同での取り締まりを提案するが、福岡藩は「江戸ヨリ御下知之レ無キ以前三領相催シ追払ノ儀ハ見合モコレ有ルベキ¹²」と幕府の命令がない以上、複数の藩での軍事行動は出来ないと返答した。小倉藩は4月1日に福岡藩へ使者を送り再度三藩での追い払いを提案したが、福岡藩は「唐船追ひ払い候儀双方申し合わせ追ひ候儀は聞えもいかが御座有るべき哉¹³」と自領の海岸警備の他藩の力を借りるという提案に対して、個別領主としての対面を気にしている。

1716年（享保元年）2月に福岡藩からの報告を受けた幕府は、4月23日に老中久世大和守が小倉藩、萩藩、長府藩（萩藩の支藩）の代表者である江戸留守居を呼び出し、5か条の覚書を伝えた。その第1条に

一小倉領・筑前領・長門領右三領申合、常々指出申候番船等ハ、不及申、關船など大船相交船數多く出之、唐船を地方より取巻滞留不仕候様ニ可致候。尤取巻候共、出船いたし候船路を取回候品ニ而は無之候。右唐船警固之様子見候て、早々出帆致候ハ、其通ニ而可指置候事¹⁴

とあるように、3藩が協力して船を出して中国船を包囲し、海岸に近づけないようにするように命じる一方、第2条で「若筑前領か長門領の内え片寄、二領より程遠候ハ、其領主計より船を出し、警固可申付候¹⁵」と互いの領主権を侵害しないようにとの配慮も行っている。ところが、これに対して福岡藩では「黒田・小笠原・毛利三家ノ出合、他ノ見聞モ恥ベキ歟¹⁶」と幕府の譜代である小倉藩（小笠原家）、同じ外様大名ではあるものの大藩である萩藩（毛利家）との協力による行動を領主権力としての恥と考えて、なおも消極的であった。

¹⁰ 三宅英利「幕藩体制下の国際関係」（北九州市史編纂委員会編『北九州市史 近世編』北九州市、1990年）、731-743頁。八百啓介「『鎖国』下の福岡藩と環東シナ海域社会」（西日本文化協会編『福岡県史 通史編 福岡藩（二）』福岡県、2002年）、256-274頁。

¹¹ 『福岡藩 吉田家傳録 中巻』大宰府天満宮、1976年、396頁。

¹² 『福岡藩 吉田家傳録 中巻』396頁。

¹³ 「唐船漂流記」（北九州大学古文書研究会翻刻『北楠史料叢書1 小笠原文庫 唐船漂流記』1979年、12頁）。

¹⁴ 『黒田家譜 第四巻』文献出版、1977年、17-18頁。『福岡藩 吉田家傳録 中巻』407頁。なお福岡県立豊津高等学校所蔵小笠原文庫の「唐船漂流記」にも同文が収録されているが4月21日の記事となっている（北九州大学古文書研究会翻刻『北楠史料叢書1 小笠原文庫 唐船漂流記』1979年、17頁）。

¹⁵ 『黒田家譜 第四巻』18頁。『福岡藩 吉田家傳録 中巻』408頁。

¹⁶ 『福岡藩 吉田家傳録 中巻』407頁。

その結果、福岡藩はその後単独で中国船を追い払おうとしたが、1717年（享保2年）12月にはついに中国船の船員10人ほどが夜間に上陸する事件が起きた¹⁷。

1718年（享保3年）1月幕府は中国船に対する銃撃を許可するとともに3藩合同の作戦を実行させるための指揮官として目附の渡辺久倫（外記）を現地に派遣した。

2月10日に渡辺が到着し、3月15日に初めて3藩での打ち払いが実行された。その後、3月28日、4月16日にも3藩合同の打ち払いが実行され、特に4月16日の打ち払いで福岡藩はついに中国船1隻を沈めて乗組員を殺傷している。

これについては4月16日に渡辺外記が3藩の役人に対して「此度ハ鉄砲巖シク打懸ケ、唐人少々打殺シ候テモ苦シカラズ候 必ス打潰シ候様ニトノ事ニテハ之レ無ク候ヘドモ、打潰候程ニ相心得手強ク打払フベキ¹⁸」と中国船の撃沈と場合によっては乗組員を殺害することも許可することとがある。

この結果、翌1719年（享保4年）には中国船はいったん姿を見せなくなり、3月以降10月までは時折1隻が現れる程度であった10月に長崎奉行が交代すると新たに着任した日下部丹波守博貞は江戸からの命令として

五十目・百目筒ヲ以唐船ノ水際打破リ候儀詮議候処、只今迄二十目・三十目筒ヲ以打見候ニ、唐船ノ上廻リ棚板ナドハ破レ候ヘドモ、水際ニ中リ候テハ通り申サル様ニ見ヘ候。五十目・百目筒ニテ水際打破リ候儀ハ打見候テ追テ様子申上ベク候。又夜中打払成リ難キ時、日ノ中ニ打払候¹⁹

とより大型の大砲を用いて確実に中国船の船腹を破壊することと日中での視認による打ち払いを求めた。

翌1720年（享保5年）2月になって再び中国船が現れたため、4月13日に江戸で老中井上河内守利容の下に福岡藩・萩藩・小倉藩の代表者が呼ばれ「唐船を厳しく打ち潰し、唐人をも打殺へし。萬一唐船退去せハ、彼か仕合なり。何とそして打潰すへき²⁰」「達 上聞ニ今度御仕組急度被仰付候。弥三領申談一領切ニ而も何とぞ唐船他方へたばふり寄せ大筒を以、随分稠敷打拂可申旨 上意ニ候²¹」とあり、大砲による徹底した攻撃を行うようにという将軍吉宗の命令を伝えられた。この命令は同席した家臣の大音六左衛門によって同年6月13日新たに海岸警備の責任者となった加藤直右衛門

¹⁷ 『福岡藩 吉田家傳録 中巻』441頁。

¹⁸ 『福岡藩 吉田家傳録 中巻』484頁。

¹⁹ 『福岡藩 吉田家傳録 中巻』590頁。

²⁰ 『黒田家譜 第四巻』33頁。

²¹ 「唐船漂流記 四」（九州大学九州文化史研究所蔵）。なおこれらの史料について彭浩氏は福岡藩の記録は自らを正当化するためのものであり、幕府が「打払い」政策を転換して「打潰し」の指示を出したことはないとされている（『近世日清通商関係史』112-113頁）。彭氏は「打払い」と「打潰し」を異なるものとされながらも「打潰し」は「打払い」政策の中の規定に過ぎないとされている（『近世日清通商関係史』101頁）。

に対して「此度はいつれも唐船に押寄なハ、厳しく大筒を打せ候へ」と伝えられている。

5月13日3藩の沖合いの7隻の中国船に対して、この年初めての3藩合同による打ち払いが実行されたが、なお福岡藩と小倉藩の領海の境界上に5隻が留まっていた。そこで翌6月今度は福岡藩・小倉藩の2藩での打ち払いが計画されたが、17日夜に小倉藩が単独であらかじめ捉えた密貿易商人を囹に使うて沖合いから誘引した中国船の船長ら3名を捕らえることに成功した。そこで福岡藩は22日に領海に逃げ込んだ1隻を発見し、夜になって大砲を「兼て期したる如く、きひしく」打ちかけ、乗り移るとともに船を焼沈し80～90名であったと思われる乗組員を皆殺しにした。

福岡藩が当初からこの船の乗員を皆殺しにして撃沈することを意図していたことは、乗り移ると同時に用意していた釘で甲板への出口を塞ぎ、脱出しようとした乗組員を片っ端から槍や鉄砲で殺害していったことから分かる²²。

6月29日付の江戸への報告書によれば

一五十目・百目玉唐船ニ当り破レ候哉、又ハ船中より出火之様子、又ハ唐人手向ヒ候哉之儀も御尋有之節、御答申上候趣も為念別紙書付作右衛門江相渡候、不及申御尋無之ニ此方より申儀ニ而ハ無之候²³

とあり、福岡藩は沈没の原因が砲撃にあるのか火災によるのか、無抵抗の乗組員を殺害したのかを幕府から質問されることを警戒していたことが分かる。こうした福岡藩の態度は

公儀ヨリ御下知最初ニ・三十目筒ヲ以打払フベキ由仰出サレ 其ノ後終ニ打潰シ候ヘトノ御下知之レ無ク候、然レバ工ミ候テ打潰シ候趣仰上ラレ候テハ間違ヒ申儀モ之レ有ベキ歟、只厳シク大筒打候ヘバ唐船ヨリ自然ニ火燃出候ト計リ仰上ラレ然ルベキ哉ト遮テ申候故、其ノ通仰上ラレ事済ミ候²⁴

と、中国船撃沈の責任を追及されることを恐れた家老の吉田式部 (Yoshida Shikibu) の主張によって、福岡藩は最初から撃沈を意図してはおらず、あくまでも火災による沈没であったと回答している。

この事件で注目すべきは1716年(享保5年)4月の幕府による3藩合同での打ち払いの命令の当初から福岡藩は幕府に近い譜代の小倉藩が指揮権を握り、その命令下に置かれることに対して強い拒否反応を示していたということである。このことが福岡藩単独での中国船の撃沈と乗組員の虐殺に至ったといえよう。すなわちこの事件は、小倉藩に主導権を奪われた福岡藩が幕府への忠誠と個別領主としての主権を貫いたものであり、結果として従来の外国人への法的執行の範囲を逸脱するものであった。

²² 『黒田家譜 四』37-38頁。

²³ 『福岡藩 吉田家傳録 中巻』686頁。

²⁴ 『福岡藩 吉田家傳録 中巻』706-707頁

このことは長崎における幕府の官僚である長崎奉行による法的執行とは異なり、個別領主である大名権力に外国人への法的執行を委任することにより、幕藩関係が法の執行を相対的なものへとする幕藩制国家の特質を示している。

3. 朝鮮からの送還漂流民の処罰に見る幕藩領主関係

1707年（宝永4年）6月4日、福岡藩領博多の船が下関を経て対馬に向かう途中遭難し、朝鮮の釜山近郊の鳴旨島に漂着した。乗っていた3名の日本人は慣例にしたがい、釜山の倭館で対馬藩に引き渡され8月24日に対馬に到着した²⁵。ところが朝鮮王朝の日本との外交史料である『邊例集要 卷之十五』によれば

丁亥六月、府使韓配夏時、筑前州倭人三名一船、漂流於鳴旨島、故曳來移泊長林、而欲爲逃亡、各別防塞、則生怒拔劔、刺四平鎮卒左脚、仍爲逃亡、故多發軍卒、還爲補足、而當初守護將、不勤守護、以致見逃之罪、在所難免事 啓。

同月、上項漂倭處、問其曲折、則興販次、自筑前州、向往馬島之際、逢風漂來、而初到此地時、衆人猝至、欲奪什物、故不得已拔劔捍禦之際、以致傷人、而不至大段云云、被傷人段、查問則行歩如常云云、同漂倭船、移泊牛岩前洋後、依例計給糧饌、而衣資木段、報道臣題給計料事 啓。

回啓、漂倭之刀刺我人事甚驚駭、使東萊府使、移書島主、使之處置²⁶。

とあり、福岡から対馬に向かう途中で嵐に遭い鳴旨島に漂着したため長林に曳航したところ、刀物で役人を傷つけて逃亡したため多くの兵卒で捜査して捕縛したという報告に対して、東萊府使に対して 対馬藩主に書簡を送り処罰を求めるよう指示が出されている。

しかし対馬藩の史料である『分類紀事大綱 十四』によれば

一今度令漂流候筑前舟之内善四郎と申者、最初船を投參居候節、朝鮮人大勢其身共船ニ取乗り候を殺害ニ茂逢候哉と存、おどしのため庖丁を振廻し候處、彼方蕃戸召連候下々ニ中り、左之脚をきず付ケ候故、其趣今度礼曹より之書簡ニ委細被致書載、其上法之通ニ行イ候様ニと之文句相見へ候故、此分ニ而ハ御請取難被成可有之と被致了簡、東萊へ書改之儀訓別を以、委細被申入候趣被申越承届尤存候²⁷。

とあり、あくまでも命の危険を感じたため威嚇のために庖丁を振り回した結果の偶発的なものであり、刑事犯としての処罰を求めた朝鮮の礼曹からの書簡は受け取りがたいので書き直すように東萊府に求めたことがわかる。さらに

元來右之通、朝鮮人きず付ケ候段ハ、悪心有之而右之通爲仕事ニ而も無之とて異国江致漂流候

²⁵ 『黒田家譜 三』37-38頁。

²⁶ 『邊例集要 下 卷之十五 漂倭船』（한국사데이터베이스）

²⁷ 「分類紀事大綱 十四」（国立国会図書館所蔵）

處ニ、見馴レ不申者大勢取乗り候故、殺害ニも逢候哉と了簡違ニ而、右之通之働爲仕事ニ候へハ、心根ハ差而可悪様程之事も無之候。然處礼曹より之書面ニ其心持相見へ候へハ不苦候へとも、書面之内罔念顧護之思又ハ狂肆蔑法又ハ恣然生怒抜劔肆悪など被致書載候故、此書簡直ニ江戸表へ被差出萬一元来悪心有之而右之通之働仕たる様ニ 公儀ニ被思召上候ハ、思之外嚴科ニ被仰付候様ニ成行可申茂難斗候へハ、此段其身共爲ニ不便成事ニ被存候。(中略) 右ニ書付之文句宜程ニ御書改メ被下候様ニと東萊へ之申入可然存候。尤右之一件全躰御省キ被下候様ニとハ申され間鋪候²⁸。

と、礼曹の書簡にはその事情と心情が記載されていない上に「罔念顧護之思」「狂肆蔑法」「恣然生怒抜劔肆悪」の文言が並んでいるため、このまま書簡を幕府に提出すれば悪意の上の犯行とされ厳罰に処せられる恐れがあるので書き直して欲しいとしている。

そして

一礼曹より之書簡ニ照法處置と有之候文句、日本言葉ニ直シ候へハ、法之通ニ行イ候へと申言葉ニ而吃と嚴科ニ行イ候へと申心之様ニ相聞へ候へ共、朝鮮又者唐ニ而人を殺シ者ハ是々之科と申軽重大小段々之法有之事ニ候故、此度之者も右之仕形を書面ニ而考へ相應之科ニ申付候へと申事ニ而候。万一吃と死罪ニ茂申付候へと礼曹より被申越候様ニ相心得可被申哉と存候故、貴殿爲心得申越候。尤此一向書簡改り候時省キ不被申候而も少茂不苦候。且又弥書改り候様ニ成候へハ、抜劔と申劔之字刀と申字ニ直り候様ニ可被相入候²⁹。

とあるように、「照法處置」と法に基づく適切な刑罰の適用を求める文言は、殺人罪にも段階的な刑罰のある中国や朝鮮とは違って、日本では極刑を求める意味以外ありえないとしているほか、文言そのものの削除を求めているが、可能であれば「劔」という字を「刀」に訂正して欲しいとしている。しかしそれに対する訓道別差の返答は「此儀者都表江致注進候茂、決而不罷成候間、此俣ニ而御請取被成候ニと返答申來候」と漢陽への上申を拒否してそのままの受け取りを求めるものであった。

この漂着事件は9月29日になって幕府の長崎奉行から福岡藩の長崎聞役に伝えられ、福岡藩で照会の結果、福岡藩の領民に間違いないと回答した。これを受けて長崎奉行は10月5日に江戸の老中井上河内守に漂流民の送還を報告するとともに、対馬藩からも朝鮮からの礼曹の書簡を幕府に提出した。漂着した日本人が現地の人間を傷付けたため日本の法律にしたがって処罰して欲しいとの書簡の文面から、老中の井上は対馬藩に対して厳罰に処す旨を朝鮮に返答するように指示し、以下の覚書を渡した。

²⁸ 「分類紀事大綱 十四」(国立国会図書館所蔵)

²⁹ 「分類紀事大綱 十四」(国立国会図書館所蔵)

今度朝鮮國へ漂着之日本人、朝鮮人へ疵付不埒之仕形ニ候へ共、兩國鄰好を思召候而、音物馳走等いたし送越候。此方ニて法之通申付候様ニと書簡相違候間、返答ニ今度日本人狼藉之働仕候處、兩國之鄰好を思ひ、例之通被送越大慶ニ候。彼不届者ハ國法之通相應ニ急度可申付と懇ニ可被申越候³⁰。

ここで幕府が漂着した日本人を「不届者」と見ていることは幕府の認識を考える上で興味深い。その後 11 月 11 日に対馬藩は江戸の留守居役を通じて福岡藩に

彼疵付たる趣、たかひの領解ちかひにて別條なき事に候。重而ケ様の事無之様にと、彼書翰の中に相ことハリ申越たる迄にて、輕き事にて候を河内守殿重く思召、若漂着人共死罪にも行ハるゝ事に成行候てハ、對馬守別而難儀ニ存し候故、左様にてはなく只御しかりはかりにて事すみ候旨を、こまこま申入置たる³¹

と、事件は偶発的な事故であり重大な問題には至っていないことは礼曹の書簡からも明らかであるにもかかわらず老中が過敏に反応しただけであり、漂着した日本人が死刑になるなら対馬藩主の責任であることから、処罰は説諭が妥当であると弁明している。

江戸時代の朝鮮における日本人の犯罪としては、対馬藩の在外公館である倭館における事例が見られる。『邊例集要 卷之十五』によれば 1663 年（寛文 3 年）2 月には

癸卯二月、府使李星徴時、倭人一名、因朴龍甲處、捧債事出來釜山、相戰之際、小通事金達伊、諭其不可恣行之意、追逐其倭、則同倭拔劔打下金達頭額、幾至死域、同倭段、結構入給代官、使之拘留、各別嚴處之意、一邊開諭於代官等處、負債人朴龍甲及倭人出來時、不能禁斷是在守門各人等、爲先嚴囚、以待回下事 啓。

同月、劔打金達是在倭人、終不處置、今此渡海譯官、入往島中時、備將館倭等作亂實狀、言及於島主、使之重處之意、言送於問慰譯官何如事 啓。

同月、倭人處逢刀是在金達、仍爲殞命、故金達刀殺是在倭人、法當代殺、即令梟示之意、代官倭等處、據法嚴飭事 啓。

同月、劔殺金達倭人、斯速梟示之意 代官等處、使之嚴飭、則當待朴龍甲處置而處之云云、狡倭情狀、萬分可痛、自該曹、別爲書契、使一譯、賚持入送、通諭島主、使之重處何如事 啓。

回啓、東萊府使抵島主書契、撰出下送、府使、擇其管下解事人及本府小譯一人、指教入送于問慰譯官金謹行處

同月、留館小禁徒二名、漂船尋見次、踰南牆、走向多大浦、而訓導李尚漢、無一言致責館倭、其罪狀旆稟處爲白乎、小通事金達刀殺倭人、斯梟示之意、逐日嚴飭、則館倭等以爲、姑觀朴龍

³⁰『黒田家譜 三』256 頁。

³¹『黒田家譜 三』257 頁。

甲處置、然後處之云云、極爲痛惡事 啓。

回啓 朴龍甲、則令道臣拿致營下、囚禁刑推、以待作挈倭人、自彼處置後稟處、訓導・別差・守門把守各人等、府使・僉使、眼同從重決杖³²。

とあり、朴龍甲への負債の取立てに倭館に来ていた日本人がそれを妨げようとした小通事の金達を刺殺する事件が起きた。対馬藩が犯人を処罰しないことを不満とした東萊府は問慰官を対馬に派遣して処罰を求めたが、対馬藩側では原因を作った朴龍甲を朝鮮側が処罰することが先決であるとした。朝鮮側では負債を作った朴龍甲を杖刑としたため翌月ようやく対馬藩は犯人の利兵衛を倭館門外において梟刑としたという。

1704年（宝永元年）7月には小通事金銀奉の死体が倭館内の東山に埋められているのが発見される事件が起きた。『邊例集要 卷之十五』によれば

甲申七月、府使李壑時、小通事金銀奉、爲訓導所使、傳喝次入往館中累日、而元無去處、傳令訓別、率其族屬、入館搜探於東山近處、則同銀奉、被殺埋置於南墻内潮水不通處、即爲現出後、發遣郷所軍官、與任譯及釜山軍官應檢、各人等初檢、則以環刀刺咽喉、多有傷處、請來金海府使覆檢、則符合不差是白齊、必是倭人之狀殺、責諭查出、則所謂右衛門持名者之所殺、而同倭招内、銀子十三兩、貸用於銀奉、趁未還償、則銀奉每日辱說、故果以所佩刀、刺殺隱置云云、館守言内、以此通報島中、待其回報、然後當爲依法處斷云云、緣由啓。

同月、金銀奉殺害倭人右衛門、因島中回報、館門外梟示時、發送本府中軍及將校監刑事、啓³³。

とあり、郷所の軍官の捜査の結果、金から借りた銀13両を督促された使用人の吉右衛門（『邊例集要』では右衛門が刀で刺殺し死体を隠したことが判明したとしている。対馬藩の記録によれば

一吉右衛門口書之趣ニ而者、朝鮮人方より人參相調候趣ニ相見江候。然上ハ吉右衛門斗之科ニても無之、ウンボギ儀茂人參商賣仕候故□□届被致吉右衛門同罪ニ茂可被行儀と被存候得共ウンボギ儀相果申たる者ニ而候へ者、吉右衛門申分斗ニ而者難被遂吟味候故、届茂不被仕候而東萊江被申越候者、吉右衛門儀重科之者ニ候間、急度死罪ニ可申付候³⁴。

とあり、吉右衛門の供述によれば殺された金から人參の密貿易を持ちかけられたとしているものの死刑はやむなしとの判断であったが

兩國被仰合候書付ニ茂潜商仕候者又者科を犯し候者ハ双方同罪ニ可被申付之旨御契約之上ニ候。此度者朝鮮人茂潜商之罪有之候故、同罪之筈ニ候³⁵。

と、もはや密貿易の共犯者である金に対する処罰を要求出来ないことに不満を抱いているのは

³²『邊例集要 下 卷之十四 雜犯』（國史編纂委員會 韓國史데이터베이스）

³³『邊例集要 下 卷之十四 雜犯』（國史編纂委員會 韓國史데이터베이스）

³⁴『分類紀事大綱 三十』（国立国会図書館所蔵）

³⁵『分類紀事大綱 三十』（国立国会図書館所蔵）

1663年（寛文3年）の事件と同じである。対馬藩では金の処罰を要求できないことから今回は速やかに吉右衛門の処刑に踏み切らざるを得なかったのである。

これに対して1707年（宝永4年）の日本人漂流民による傷害事件は

1. 犯人が対馬藩主の統治する対馬藩の領民ではないこと
2. 凶悪な殺人事件ではなく傷害事件であること
3. 意図的な事件ではなく相手を威嚇しようとした偶発的な事件であること

から対馬藩主の対応は、それまでの倭館における犯罪者の処罰とは異なったものであった。

対馬藩の働きかけの結果、11月30日になって幕府の裁定が下り3名のうち2名は無罪、犯行に及んだ善四郎は懲役刑と決まった。しかし善四郎に対しても1ヶ月後の12月30日に釈放が伝えられ福岡へ帰還することができた³⁶。

こうして事件は対馬藩の面目を保つ形で処理され法の執行は見送られたのである。

これに対して1764年（明和元年）4月に江戸から帰国途中の朝鮮通信使中官の崔天宗が対馬藩通詞の鈴木伝蔵に大坂で殺害された事件は、当初、対馬藩では自殺として処理しようとしたが、幕府は江戸から目付の役人を大坂に派遣し、対馬藩の司法権を無視して幕府が対馬藩の家臣である鈴木を処刑するという形で決着する³⁷。

しかしながら、池内敏氏も指摘されるように当初、幕府の現地機関である大坂町奉行所は朝鮮に関わる事案は対馬藩が担当するという役割分担を盾に動こうとはしなかったことは幕府が一旦は対馬藩の個別領主権に配慮せざるをえなかったことを示している³⁸。

このように幕藩制国家の朝鮮との外交案件の解決は、絶えず幕府の国家主権と対馬藩の領主権とのバランスを配慮する必要があったといえよう。

結語

従来の研究において幕藩制国家の外国人に対する法の執行は、専ら外国人が日常的に居住する幕府の直轄地である長崎が取り上げられてきた。しかしながら幕府官僚である長崎奉行が支配する長崎は幕藩権力による二重支配を免れた場所である。これに対して密貿易船の打ち払いや漂流民の送還は幕藩制国家主権である幕府自身ではなく個別領主である大名権力によって担われるものであり、法の執行が幕府と藩との政治的關係によって左右される可能性を孕んでいることを示すものである。

1720年（享保5年）の3藩による密貿易船の掃討に際して福岡藩は小倉藩の指揮下に置かれる

³⁶『黒田家譜 三』258頁。

³⁷池内敏「崔天宗殺害事件をめぐる徳川幕府と対馬藩」『ヒストリア』第123号、1991年。

³⁸註（55）池内論文。

ことに対して強い拒否反応を示し、幕府に対する個別的な主従関係にもとづき行動しようとした。小倉藩に唐船拿捕の功を奪われたことによる焦燥と対抗意識は、福岡藩をより過激な行動に駆り立てたといえよう。

1707年（宝永4年）の朝鮮からの日本人漂流民の送還に際して仲介者となった対馬藩が寛大な処置にこだわったことは、幕藩制国家の対外主権の執行が個別領主である大名権力に依存することによって幕府の意志とは異なる恣意的な結果をもたらすことを示している。幕藩制国家の行政に見られる封建的特質は、中央官僚制に基づく行政システムによる朝鮮王朝との通信使派遣の際の音物（礼単）の対象範囲を巡る交渉において問題となっている³⁹。こうした幕藩制国家と朝鮮王朝との国家システムの相違は、司法においても両者の齟齬としてあらわれる。「分類紀事大綱」に見られる「朝鮮又者唐ニ而人を殺シ者ハ是々之科と申軽重大小段々之法有之事ニ候」という対馬藩の認識には、中央官僚制と律令制的法体系を持った中国・朝鮮と封建制的官僚制との間に立つ対馬藩の立場が如実にあらわれているといえよう。

〔付記〕

本稿は2018年11月15・16日に韓国学中央研究院蔵書閣において行われた2018年度国際共同研究国際学術会議“Rethinking the Court Culture of the Joseon Dynasty: A Global and Comparative Perspective”における同名の報告に基づくものである。

³⁹ 辛文姬「宝暦期朝鮮通信使の迎聘交渉」『(北九州市立大学大学院社会システム研究科) 社会システム研究 第15号』、2017年。

JOURNAL
OF
THE FACULTY OF HUMANITIES
THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU
No. 90 March 2020

CONTENTS

The Implications of Feudalistic Legalities in Foreign Affairs during the
Tokugawa Shogunate

Keisuke YAO 73

The Department of Comparative Culture
The Faculty of Humanities
The University of Kitakyushu
2020